

後期高齢者医療制度の開始に伴い

国民健康保険の税率を改定します

平成20年4月から、老人保健制度が廃止になり、後期高齢者医療制度が開始されて、これまでの医療保険制度が大きく変わりました。これに伴い、国民健康保険加入者の保険税の算定方法が平成20年度から変更されます。

問国保年金課 ☎内833・834

国民健康保険税の改定内容

国民健康保険税（国保税）は、従来、「医療分」と「介護分」（40歳以上64歳以下の方）を合わせて賦課していましたが、新たに「後期高齢者支援分」が追加されます。これまで「医療分」の保険税の中に老人保健への負担金が含まれていましたが、後期高齢者医療制度の開始に伴い、従来の「医療分」を平成20年4月以降は「医療分」と「後期高齢者支援分」の2つに分けるものです。

国保税の改定の内容は、次の表のとおりです。加入者の皆さんのご理解と国保税の期限内の納付にご協力をお願いします。なお、納税通知書は、6月中旬に郵送します。

区分		改定前	改定後
医療分	所得割	課税対象所得額の 9.20%	6.60%
	資産割	固定資産税額の 23.0%	20.0%
	均等割	1人当たり 24,000円	14,000円
	平等割	1世帯当たり 24,000円	23,000円
	限度額	1世帯の限度額 530,000円	470,000円
後期高齢者支援分	所得割	課税対象所得額の 2.60%	
	均等割	1人当たり 11,000円	
	限度額	1世帯の限度額 120,000円	
介護分	所得割	課税対象所得額の 1.4%	変更なし
	均等割	1人当たり 10,000円	変更なし
	限度額	1世帯の限度額 80,000円	90,000円

○所得の少ない世帯に対する国保税の軽減措置

所得の少ない世帯に対しては、均等割と平等割が下表の所得金額の区分ごとに軽減されます。

所得金額の区分	減額割合	均等割	平等割
世帯主と世帯内の被保険者の所得の合計額 33万円以下の世帯	6割 軽減	医療分1人当たり8,400円の減額 後期高齢者支援分1人当たり6,600円の減額	医療分1世帯当たり13,800円の減額
		介護分1人当たり6,000円の減額	
33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下の世帯	4割 軽減	医療分1人当たり5,600円の減額 後期高齢者支援分1人当たり4,400円の減額	医療分1世帯当たり9,200円の減額
		介護分1人当たり4,000円の減額	

10月から国保税の年金天引き

今回の改正で、加入者が65歳以上の世帯で、世帯主が年金から介護保険料を引かれている場合は、原則として国民健康保険税についても併せて年金から徴収されることになります。この場合、9月末（4期）までは今までどおり国保税を納付いただき、10月から年金天引きとなります。

後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税の軽減

平成20年4月以降、75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に移行し、新制度の保険料を納めていただきます。

これに伴って、国民健康保険に加入する方の保険税負担が急に増加することがないように、以下のような場合は、一定期間、国保税が軽減されます。

- 国民健康保険に加入している世帯で、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入することになる場合

☆所得の低い世帯に対する軽減（5年間）

保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができます。

【平成20年3月まで】
(例) 夫・妻ともに国保の被保険者



☆世帯割で賦課される保険税の軽減（5年間）

後期高齢者医療制度の創設に伴って、単身世帯となる方は、5年間世帯別平等割が半額となります。

【平成20年3月まで】
(例) 夫・妻ともに国保の被保険者



- 75歳以上の方が会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方（65～74歳）が新たに国民健康保険に加入することになる場合

☆被用者保険の被扶養者であった者の保険税軽減（2年間、申請要）

後期高齢者医療制度の創設に伴って、被用者保険の被扶養者から国保被保険者となった方（65歳以上）については、申請により2年間所得割・資産割が免除されるとともに被保険者1人当たりで負担いただく保険税が半額となり、さらに被保険者が1人などの場合などには、世帯ごとに負担いただく保険税も半額になります。

（例）夫婦二人世帯 夫（世帯主）：75歳以上、妻：65歳以上74歳以下の二人世帯で被用者保険に加入していた

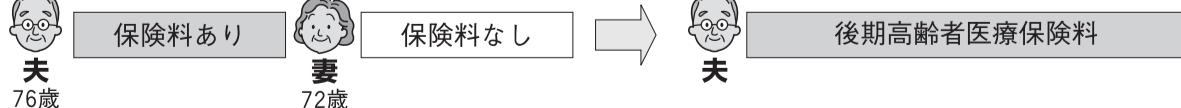
【平成20年3月まで】

夫が会社の健康保険の被保険者、妻がその被扶養者



【平成20年4月から】

夫が後期高齢者医療被保険者、妻が新たに国保の被保険者になる場合



所得割	軽減
資産割	軽減
被保険者均等割	軽減
世帯別平等割	軽減